

扶養認定における収入について

被扶養者認定における収入については、所得税法上の所得をさすものではなく、将来に向けて得られる恒常的収入で判断します。一方、一時的収入については、扶養認定における収入には含めません。

恒常的収入に含まれるもの

- ・ 給与収入（通勤手当はその支給額が明確である場合に限り収入から除きます。）
- ・ 年金収入（企業年金、非課税である障害年金、遺族年金も含みます。なお、個人年金は収入から除きます。）
- ・ 事業収入、不動産収入（事業の収入金額から、その収入を得るための直接的必要経費（所得税法上の必要経費とは異なります。）を控除した金額を収入とします。）
- ・ 利子、配当収入
- ・ 雇用保険法による給付（基本手当、育児休業給付金・介護休業給付金等）
- ・ 失業者の退職手当（公務員を退職したときに支給を受ける場合）
- ・ 社会保険給付（傷病手当金、出産手当金等）
- ・ 日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金（生活補助的な収入のため、恒常的収入とします。）
- ・ 司法修習生に支給される修習資金（月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供と考えられているため、恒常的収入とします。）
- ・ 国又は自治体から支給される手当等（特別障害者手当等）
- ・ その他、収入の性質から共済組合において恒常的収入と判断するもの

恒常的収入とはみなされないもの（一時的収入等）

- ・ 給与収入のうち通勤手当（その支給額が明確な場合に限りません。）
- ・ 退職金
- ・ 資産の譲渡、売却等による一時的な収入
- ・ 個人年金（在職中に給与等から保険料として信託銀行等に払い込んでおき、年金として払い戻しを受けるものであり、外部から新たに支給されるものではないことから恒常的収入とはみなしません。）
- ・ 雇用保険法による給付のうち、再就職手当、高年齢求職者給付金等の一時金的性質の給付
- ・ 奨学金（経済的理由により学資金として支給又は貸与されるものであるため、恒常的収入とはみなしません。）

扶養認定に係る収入基準額

年額 130 万円（月額 108,334 円、日額 3,612 円）

ただし、次の方については年額 180 万円（月額 150,000 円、日額 5,000 円）

- ・ 60 歳以上の方
- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する方

収入基準額の考え方

暦年による年額ではなく、認定日以後、将来にわたって得られる恒常的な収入の年間額をいいます。

また、収入の性質によって年額、月額又は日額で判断します。

- ・ 年額で判断するもの…年金収入、事業収入、不動産収入、利息・配当金 等
- ・ 月額で判断するもの…給与収入 等
- ・ 日額で判断するもの…雇用保険法による給付、社会保険給付金 等

パートやアルバイト等の給与収入における注意点

- ・ 年額ではなく、月額で判断するほうが実情に即しているため、月額の基準額で判断します。
- ・ 雇用期間が 1 か月だけであっても、認定基準額（月額 108,334 円（障害年金受給要件に該当する方又は 60 歳以上の方は月額 150,000 円））以上の収入を得る契約となっている場合は、その就業期間中は扶養取消となります。
- ・ 諸手当を含み、税や雇用保険等が控除される前の金額とします。通勤手当はその支給額が明確である場合に限り収入から除きます。
- ・ 賞与の金額が契約当初から明確な場合は、その金額を収入金額に含めます。明確でない場合は、支給対象月数で案分し、支給月を含む直近 3 か月の給与額に含めます。
- ・ 契約内容、勤務形態により、勤務開始日から基準額以上の収入を得られることが見込まれる場合は勤務開始日から取消となります。期間限定の雇用で、その雇用期間のみの収入であれば年間基準額未満であっても、月額で判断することから、基準額以上の給与月額を得られることが見込まれるのであれば、その雇用期間中は扶養認定できません。
- ・ 契約内容、勤務形態から収入額が基準額未満であると見込まれた場合であっても、給与月額の 3 か月平均が基準額以上となった場合は、基準額以上となった

月の翌月 1 日付けで取消となります。その後、再び給与月額 of 3 か月平均が基準額未満となった場合は、基準額未満となった月の翌月 1 日付けで再認定となります。

- ・年金を受給しながらパートをしている等、年額で判断する収入と月額で判断する収入の両方がある場合は、認定基準年額から年額で判断する収入額を控除し、その残った額を 12 で割った金額が月額で判断する収入の認定基準額となります。

雇用保険法による給付、社会保険給付金等の収入における注意点

- ・雇用保険法による失業給付や社会保険各法による傷病手当金などは給付日額を基に支給されるため、日額の基準額で判断します。
- ・基準額以上の給付を受けている場合は、支給期間の初日から取消しとなります。初回支給日からの取消しではないためご注意ください。
- ・給付終了後、再就職されないなど収入が基準額未満の場合は、支給期間の終了日の翌日から再認定となります。